



村老人クラブ連合会ゲートボール大会より

■表3 自己負担限度額の「一般」適用者

課税所得	収入の合計額 ※	
	高齢者 1人の世帯	高齢者 2人以上の世帯
145万円以上	383万円以上	520万円以上
213万円未満	484万円未満	621万円未満

※70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人の収入の合計金額

■表1 自己負担割合

平成18年9月30日まで	
現役並み所得者	2割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割
平成18年10月1日から	
現役並み所得者	3割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

■表4 医療受給者証の種類

●平成14年から引き続き自己負担割合が1割の方の受給者証

老人保健法 医療受給者証	
市町村番号	27071067
受給者番号	0020793
居住地	福島県東白川郡鮫川村 大字赤坂中野字新宿 39番地5
給氏名	サメガワ タロウ 鮫川 太郎
生年月日	昭和3年3月12日 男
一部負担金の割合	1割
法第25条第1項第2号の認定年月日	年 月 日
発効期日	平成10年4月1日から有効
発行機関名及び印	福島県東白川郡 鮫川村長
交付年月日	平成14年10月1日

■表2 自己負担限度額

平成18年9月30日まで		
●自己負担限度額(月額)		
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
現役並み所得者	40,200円	72,300円 <small>(医療費が361,500円を超えたときは、超えた分の1%を加算。過去12カ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は40,200円)</small>
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

●所得の見直しにより自己負担割合が現役並み(一定以上)所得者に該当した方の受給者証

老人保健法 医療受給者証	
市町村番号	27071067
受給者番号	0015167
居住地	福島県東白川郡鮫川村 大字赤坂中野字巡ヶ作 128番地
給氏名	タテヤマ ハナコ 館山 花子
生年月日	昭和5年10月25日 男
一部負担金の割合	3割(平成18年9月30日までは2割)
法第25条第1項第2号の認定年月日	年 月 日
発効期日	平成12年11月1日から有効
発行機関名及び印	福島県東白川郡 鮫川村長
交付年月日	平成18年7月25日

平成18年10月1日から		
●自己負担限度額(月額)		
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円 <small>(医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。過去12カ月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円)</small>
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

一般・現役並み所得者の自己負担限度額が変わります

1. 公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置
「公的年金等控除」の見直しおよび「老年者控除」の廃止に伴い現役並み所得者になる人、次のいずれか(表3参照)にあてはまる人については、「自己負担限度額」についてはのみ「一般」を適用します。

2. 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置
老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯は住民税課税世帯となりますが、同一世帯の一部の人が住民税非課税になる場合、住民税非課税者については「自己負担限度額」および「入院時食事代の標準負担額」は「低所得者Ⅱ」を適用します。老齢福祉年金受給者は「低所得Ⅰ」を適用します。

対象者 住民税課税者の合計所得金額が125万円以下で65歳以上の方(平成17年1月1日現在)だけの世帯の非課税者

保険証・医療受給者証・健康手帳を忘れずに
お医者さんにかかるときは、保険証、医療受給者証、健康手帳を窓口提出します。

このうち、医療受給者証には、「1割」または「3割(平成18年9月30日まで)」と自己負担の割合が記載されています(表4参照)ので、保険証と一緒に忘れずに提出してください。

老人保健で医療を受けているみなさん
平成18年10月から医療機関にかかるときの
自己負担額が変わります

■問い合わせ 村住民福祉課住民係 ☎ 49-3112